

## 公務公共サービス労働組合協議会との会見概要

日時：平成 25 年 3 月 22 日（金）17：00～17：40

場所：内閣府本府庁舎 227 会議室

出席者：川淵 幹児 審議官 以下 計 2 名

（公務公共サービス労働組合協議会）吉澤 伸夫 事務局長 以下 計 21 名

議題：国家公務員の雇用と年金の接続に関する意見交換

概要：双方の主な発言は、以下のとおり（○：政府、●：公務労協）。

- まずは閣議決定案の内容についてご説明いただきたい。
- 雇用と年金の接続については、平成 25 年度以降、年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴う無収入期間を防ぐ必要が、官民を問わず社会的要請と認識。国家公務員労働者の雇用と年金の接続を確保し、長年培った知識と経験を活かしながら安心して働き続けられる充実した制度を確立することが必要である。
- 民間企業においては、8 割以上が継続雇用制度を導入していること等を踏まえ再任用制度によって雇用と年金の接続を図るという昨年の基本方針の考え方を踏襲し、他方で厳しい定員、人件費の状況の下で、希望する職員の再任用の機会を確保する必要があることから、任命権者における柔軟、弾力的な対応を可能とすべく、当面の措置として、現行の再任用制度を活用し、内閣の意思決定として閣議決定により任命権者が希望者を再任用することとしたい。
- 定年退職する職員が再任用を希望する場合、任命権者は当該職員をフルタイムで再任用する。ただし、職員の年齢別構成の適正化を図る観点からフルタイム再任用が困難な場合、職員の個別の事情を踏まえ必要がある場合は、短時間再任用も可とする。
- 再任用希望者が民間の解雇・退職事由に相当する国家公務員法上の欠格事由又は分限免職事由に該当する場合は再任用しない。
- 関連する給与制度上の措置について、人事院に対し要請する。
- 年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、公務の運営状況や民間企業における高年齢者雇用確保措置の実施状況を勘案し、人事院の意見の申出を踏まえつつ、段階的な定年の引上げも含め雇用と年金の接続の在り方について改めて検討する。
- なお、来週中の閣議決定に向けて調整している。
- この課題の円滑な着陸はお互いの共通目標と考えており、いくつか議論させていただきたい。
- 閣議決定で確実に接続をするということについて、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律で事業主に求められるものと両立するものという理解でよろしいか。
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の理念や目的は官民間問わずかかっているものであり、公務の世界においてもその趣旨は十分踏まえるもの。閣議決定により任命権者たる各大臣等に責務を課すということであり、各人事担当者においても受け止めていただきたいと考えている。
- どの職員を短時間勤務再任用とするかの基準についての考え方如何。
- 厳しい定員、人件費の中で、公務における高齢者の雇用と、年齢構成の適正化や新陳代謝のバランスをとっていかねばならない。全員フルタイムとするのは難しいし、職種や勤務地のマッチングの問題もある。他方、各任命権者もできるだけ工夫する必要がある。現段階で具体策があるわけでないが、年度内の閣議決定を目指しているのは、新年度からすぐ、各府省においてのマッチング作業、シフトの組み方や、場合によっては概算要求への反映の検討等の取組みが必要であるため。
- まだまだ試行錯誤しなければならない点はある。各府省により区々の対応となることを懸念。職員の公平性を確保するために、国家公務員制度改革推進本部事務局の果たす役割は非常に大きい。そのため、我々との協議を継続し、お互いに知恵を絞るということを担保いただきたい。

- 当事務局は引き続き話し合いをしていく立場。7月に設置期限を迎えるが、その後についても、本件を引き継ぐ部署にしっかり引継ぎをしたい。
- 任命権者間の調整については、現時点では、調整は少なくとも各府省内段階で完結できるものであるという理解でよいか。
- 府省を越えるものも、必ずしも否定されるものではない。情報共有しながら、ふさわしいかたちで再任用されるようなことが、労使相互にとってメリットがある。今後の検討課題として捉えたい。
- 短時間再任用職員の兼業規制は緩和されるという理解でよいか。
- 育児短時間勤務制度を導入した際、任期付短時間職員に係る兼業について制限に該当しない場合は原則として承認することとし、同じ考え方が短時間再任用職員にも適用されるとしているが、必ずしも政府内で十分共有されていないため、周知が必要。短時間勤務の場合は、フルタイムに比べて公務への支障は一般的に小さいと考えられる。もちろん、公務の信用失墜等があってはならない。
- 我々の要求は定年の引上げである。少なくとも年金支給開始年齢が62歳に引き上がる際には検討されるという理解でいいか。
- 閣議決定案では、年金開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め検討するとしている。年金支給開始年齢が60歳から61歳に上がる段階では年金支給開始までの空白期間は半年だが、61歳から62歳に上がる段階では空白期間が1年半とインパクトが非常に大きく、深刻な問題。定員・人件費は限られているので知恵が必要だが、使用者側の責務だけでは前に進まないのので、皆様からも知恵を頂き一緒に考えていきたい。
- 地方自治体では条例が未整備のところもあり、条例があっても実施していないところもある。地方自治体によっては難しいところもあるようだが、是非ともこの趣旨を踏まえてやっていただくようお願いしたい。
- 定員事情が厳しい府省もあり、各府省によって結果として対応に差が出てしまうことを懸念。できるだけ府省間での差が無いように要望。
- 今後、各府省段階で進めていかなければならない。円滑な運用は共通の目的であり、引き続き協議をしていただけるとのことを確認させていただいた。

(以上)